

公募型プロポーザルの実施について

市川市長 田中 甲

(長期継続契約) 広報いちかわ制作業務委託の公募型プロポーザルを実施するので、下記のとおり公告します。

※この案件は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の17、市川市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例(平成17年条例第46号)、その他法令に基づく長期継続契約とします。

記

1. 業務概要

(1) 件名

(長期継続契約) 広報いちかわ制作業務委託

(2) 業務内容

別紙「(長期継続契約) 広報いちかわ制作業務委託 仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約日から令和10年8月31日まで

2. 参加資格

プロポーザル参加申請日(以下「申請日」という。)現在において、以下の要件を満たすものとする。

(1) 市川市入札参加業者適格者名簿(委託)の大分類「広告・催事」に登録している者

(2) 自治体広報紙(月1回以上定期的に発行されたもの)の制作業務を、元請として受託した実績がある者

(3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者は、プロポーザルに参加できないものとする

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本件の入札執行日前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者

イ 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がなされていない者

ウ 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続き開始決定がなされていない者

エ この公告日からプレゼンテーション実施日までの間において、市川市から競争参加資格停止又は競争参加資格除外の措置を受けている者

- オ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国の調達事案に関し排除要請があり、当該状態が継続している者
- カ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条各号に規定する中小企業等協同組合にあたる者（以下「組合」という。）がプロポーザル参加申請をした場合における当該組合の理事が所属する他の法人若しくは個人
- キ プロポーザルに参加しようとする者との間に「特定関係にある会社同士の入札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者
- ク 市川市建設工事等請負業者等競争参加資格停止基準（昭和50年12月13日施行）別表第1及び別表第2に掲げる措置要件のいずれかに該当する事実の発生が判明し、当該事実により適正な契約履行の確保が困難となるおそれがあると認められる者

3. 参加手続

別紙「(長期継続契約) 広報いちかわ制作業務委託 公募型プロポーザル応募要領」によるものとする。

4. 事務局

市川市 市長公室 広報広聴課

〒272-8501 千葉県市川市八幡1丁目1番1号

電話番号：047-712-8632、FAX番号：047-712-8764

メールアドレス：kohokocho@city.ichikawa.lg.jp